

申込後のスケジュールおよび申込締切日

新規加入・増口受付期間(生活応援・共済事業局 必着)			積立日	引落日	
春	新規・増口	一般組合	2017年12月21日～2018年6月20日	2018年 9月1日	2018年 8月13日
		チェックオフ組合	2017年12月21日～2018年5月18日		
	一時払	全組合	2018年1月21日～2018年7月20日		
秋	新規・増口	一般組合	2018年6月21日～2018年12月20日	2019年 3月1日	2019年 2月12日
		チェックオフ組合	2018年6月21日～2018年11月20日		
	一時払	全組合	2018年7月21日～2019年1月18日		



個人情報に関する取扱いについて

<契約者と生命保険会社からのお知らせ>

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報(氏名、性別、生年月日等)を(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのために使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、一時金・年金等の支払い、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)し、また、契約者および他の生命保険会社へ上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人

情報が取り扱われます。記載の引受保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<http://www.meijiyasuda.co.jp>)をご参照ください。

「生命保険契約者保護機構」について

引受会社は、「生命保険契約者保護機構」(以下、「保護機構」といいます。)に加入しております。保護機構は、生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保険契約者の保護を図り、生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。なお、補償対象契約は、特定特別勘定に係る部分を除いた契約で、補償限度は、高予定利率契約(*)を除き、責任準備金等の90%とすることが定められています。(保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。)

また予定利率等の変更が行なわれる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度が設けられる可能性もあります。詳細については、保護機構(<http://www.seihohogo.jp/>)をご覧ください。(*)破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率を超えていた契約を指します。現在の基準利率については、引受会社または保護機構のホームページで確認できます。

*相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっておりますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。
*この制度は、生命保険会社と締結した拋出型企業年金保険契約に基づき運営します。

引受会社 明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)(50.0%)
 広域組織法人部 電話 03-3560-5905 〒107-0052 東京都港区赤坂2-14-27 国際新赤坂ビル東館
 太陽生命保険株式会社(17%) 第一生命保険株式会社(11.5%)
 日本生命保険相互会社(10.0%) 富国生命保険相互会社(10.0%) 住友生命保険相互会社(1.5%) ()のパーセントは引受割合です

*引受保険会社は、各ご加入者の加入金額のうち、それぞれの引受割合(上記は2017年10月1日現在)による保険契約上の責任を負います。また、引受会社および引受割合は変更することがあります。

MY-A-18-企-000456 MYG-A-17-LF-636



UAゼンセン組合員の皆さまへ

2018年募集版

—— しっかり安心、ずーっと安心 ——

年金共済 積立共済



2018年9月1日より
制度改定!!



改定1

新規加入年齢上限
引き上げ!

満58歳未満 → 満63歳未満

改定2

積立完了年齢
引き上げ!

満60歳 → 満65歳

改定3

年金共済の個人年金保険料
控除の対象年齢引き上げ!

満50歳未満 → 満55歳未満

改定4

積立完了延長年齢変更!

満70歳積立完了
→ 満75歳積立完了

重要

【契約概要】・【注意喚起情報】を20ページと21ページに記載しておりますので、ご加入前に必ずご確認のうえお申込みください。



お問い合わせ先

UAゼンセン 福祉共済互助会

UA ゼンセン 生活応援・共済事業局 〒102-0074 東京都千代田区九段南4-8-16 5F
 TEL.03-3288-3533 FAX.03-3288-3708 ☎0120-229-075
 受付時間 平日 9:00～18:00 URL:www.uazensenkyosai.jp/ E-mail:kyosai@uazensen.jp

制度概要

年金共済・積立共済 制度改定について

- 改定 1** 年金共済・積立共済ともに新規加入年齢の上限が引き上げられます。
満58歳未満 ⇒ 満63歳未満
- 改定 2** 定年延長等の社会情勢を踏まえ
積立完了年齢を満60歳から満65歳へ引き上げます。
(手続は必要ありません)
- 改定 3** 年金共済の個人年金保険料控除の対象年齢が引き上げられます。
(新規加入者のみ。既加入者については対象外)
新規加入年齢 満50歳未満 ⇒ 満55歳未満
- 改定 4** 継続加入手続きを行なった場合の延長継続年齢引き上げ
満70歳積立完了 ⇒ 満75歳積立完了に変更可能

年金共済・積立共済 制度の特長について

特長 1 予定利率が年1.25%^{*1}(引受会社全体の加重平均予定利率は年1.255%となります) 決算によって配当も生じる可能性があります。

2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
年1.25%	年1.25%	年1.25%	年1.25%	年1.25%
+ ※2 年 0.18%	+ ※2 年 0.23%	+ ※2 年 0.39%	+ ※2 年 0.18%	+ ※2 年 0.11%

の年度決算 増加配当!

※1 予定利率については将来変更される場合があります。毎年の配当金はそれぞれのお支払い時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。
※2 決算業績によってはお支払できない年度もあります。また、配当金が生じた場合には積立金の積増に充当されます。

特長 2 **税軽減効果がある ⇒ 所得税・住民税の軽減**

- ① **加入期間中**……年金共済は**個人年金保険料控除**(年齢55歳未満の加入の場合)、積立共済と年金共済55歳以上の加入者は**一般の生命保険料控除**の対象
- ② **積立期間中**……積立金に対して、課税負担はありません。
- ③ **一時金受取時**……脱退一時金・一部払出積立金から払込保険料を差し引いた額が**50万円まで非課税**(他の一時所得がない場合)
【計算方法】一時所得の課税対象額=(脱退一時金額-払込保険料累計額-特別控除50万円)
課税所得=一時所得×1/2
- ④ **年金受給時**……雑所得として課税対象となります。(加入者本人が毎年受取る場合)
なお、税金は受け取った年金額全体にかかるのではなく**年金額から必要経費(年金額に対する保険料)を差し引いた部分になります。**
課税対象額=(基本年金年額+増加年金年額)-(基本年金年額×払込保険料合計額/基本年金受取総額またはその見込み額)
※税務の取扱いについては、税制改正により今後変更になることがあります。

特長 3 **安心して加入できる2つの保証(補償)制度**

- 元本保証制度** 掛金等にはUAゼンセン・生保事務費等がかかり短期間では元本割れになりますが、13ヵ月継続加入でUAゼンセンが元本保証いたします。
- 生命保険契約者保護機構** 責任準備金等の90%を補償する制度

年金共済と積立共済の違いについて

	年金共済	積立共済
掛金の税法上の取扱い	個人年金保険料控除の対象(55歳未満加入の場合)	一般の生命保険料控除の対象
積立金の受取り方	6種類の年金から1つを選択または一時金	年金受取はできません。一時金または一時払退職終身保険。さらに2つに加え一時払退職後傷害保険も加入可能
掛金の払方	月払に加え半年払・一時払を選択可能	月払に加え一時払を選択可能
積立金の払い出し	(脱退して一時金を受け取ることはできます)	掛金の払込は継続し、積立金の一部を払い出すことができます。(月1回)
掛金払込の中断	掛金払込の中断はできません(半年払のみ掛金の中断ができます)	3年を限度に掛金払込の中断をすることができます。
積立金受取時の税法上の取扱い	・年金は雑所得として課税対象となります。 ・脱退一時金は一時所得として課税対象となります。 ※1ページ特長2③④参照	・脱退一時金は一時所得として課税対象となります。 ※1ページ特長2③参照

個人年金保険料控除について

「**年金共済**」の掛金は一般の生命保険料控除とは別に**個人年金保険料控除(旧制度)**の対象となり、課税負担が軽減されます。(55歳未満加入の場合)
確定拠出年金(個人型:iDeCo)とは別枠です。 (平成28年度・男子給与所得者の場合)

年収	個人年金保険料10万円支払い場合の減税額		
	独身	夫婦のみ	夫婦・子ども1人
約 300万円	約 6,100円	約 6,100円	約 6,100円
約 500万円	約 8,600円	約 8,600円	約 6,100円
約 700万円	約 13,800円	約 13,700円	約 8,600円
約 1,000万円	約 13,700円	約 13,700円	約 13,700円

※上記税軽減額は、今後変更となる場合があります。税制は将来変更される可能性があります。
※個別の税務取扱いについては、所轄の税務署または税理士の専門家にご相談ください。
平成28年度版 保険税務のすべて(新日本保険新聞社より)
① 社会保険料控除額は財務省試算用指数を使用しています。② 住民税の均等割は人口50万人以上の方における標準税率(4,000円)です。(平成26年から平成35年度まで、道府県民税・市町村民税を各500円、計1,000円を加算)③ 課税所得は1,000円未満切り捨て、税額は100円未満切り捨て。ただし、復興特別所得税は1円未満切り捨て。④ 課税所得欄の数字は所得税の課税所得。⑤ 課税所得の計算-給与所得控除、社会保険料控除、生命保険料控除(加入の場合のみ)、配偶者控除(所得税38万円、住民税33万円)、扶養控除(一般(16~18歳)は所得税38万円、住民税33万円、特定扶養親族(19歳~22歳)は所得税63万円、住民税45万円)、基礎控除(所得税38万円、住民税33万円)を差し引き算出。⑥ 夫婦と子1人は、一般の控除対象扶養親族1人として計算。夫婦と子2人は、一般および特定扶養親族各1人として計算。子がすべて扶養控除対象外の場合は、単身者または夫婦者を参考のこと。⑦ 生命保険料控除の対象となる生命保険、個人年金、介護医療保険に加入の場合、生命保険料控除額は、平成23年12月31日までに締結した契約については一般、個人年金それぞれ最高で所得税5万円、住民税3万5,000円、平成24年1月1日以後に締結した契約については一般、個人年金、介護医療それぞれ最高で所得税4万円、住民税2万8,000円となる。ただし、新旧生命保険料控除の合計適用限度額は所得税12万円、住民税7万円となる。⑧ 新生命保険料控除制度は、平成24年外の所得税、平成25年度分の住民税から適用。⑨ 復興特別税(基準所得税額×2.1%)が平成25年分から平成49年分まで課税される(給与所得者は源泉徴収による)。1円未満は切り捨て。

知らなかったよー
一般の生命保険料控除と別枠で個人年金保険料控除っていうのもあるんだね!
年金共済は個人年金保険料控除、積立共済は一般の生命保険料控除と別々につかえるんだね!

これを利用しないとったいないわよ
もし、年収300万円で独身の場合は、年間10万円の保険料を年金共済に積立てれば所得税と住民税合わせておおよそ6,100円の税軽減効果があるのよ。
※他に個人年金保険料控除を受けていない場合

ご加入に際して

年金共済

加入日に満15歳以上満63歳未満の加盟組合の組合員、およびUAゼンセンの認めた方(加盟組合の企業または団体の構成員の方に限ります)で、申込日現在健康で正常に就業している方。個人年金保険料控除適用になる方は掛金積立完了年齢(満65歳)まで10年以上ある方、一般の生命保険料控除適用になる方は掛金積立完了年齢(満65歳)まで10年未満の方となります。(所属組織を退職等により脱退される場合または自動脱退となった場合は、すみやかに請求手続きをお願いします。)

●加入口数(掛金は加入者本人負担)

月 払……1口1,000円 3口以上最高200口

●月払加入者は、次の場合に半年払・一時払による積立を行なうことができます。

■半年払 9月、3月の各1日……1口(10,000円)以上最高100口(年金共済のみ)

■一時払 9月、3月の各1日……1口(10,000円)以上最高2,000口

<制度運営事務費、生保手数料、遺族特約保険料>

●掛金には制度運営事務費、生保手数料、遺族特約保険料が含まれています。記載の生保手数料、遺族特約保険料は2017年10月1日現在のものです。これらの数値については今後変更になることがあります。

①制度運営事務費

月 払…1口あたり0.7% 一時払…1口あたり0.2%
半年払…1口あたり0.2%(年金共済のみ)

②生保手数料

掛金について…(掛金-制度運営事務費)×約1.3%
積立金について…平均残高の積立金の約0.11%

③遺族特約保険料

月 払…(掛金-制度運営事務費)×約0.06%(半年払、一時払はありません)

●加入者の預金口座からの自動引落しを原則とします。

払 方	加入日	初回引落日	継続保険料※
月 払	9月1日	8月12日	毎月12日
	3月1日	2月12日	

※金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります。

●月払掛金の口座引落しが残高不足により不能となった場合は、翌月に再度引落日(2ヵ月分)しますが、再度引落しができなかった場合は、さらに翌々月に3度目の引落日(3ヵ月分)を行ないます。

●3ヵ月連続して引落しができなかったときは、自動脱退となります。

●一時払は再度引落しせず、申込みはなかったものとして取扱います。

●口数の変更・中断・減口の取扱い

加入者は次の事由がある場合、申請書を提出し、掛金の払込中断(払込停止・全口中止)、加入口数を減らすこと(一部中止)、積立金の払い出し(減口)をすることができます。※掛金の払込中断(全口中止)、積立金の払い出し(減口)については積立共済のみの取扱いとなります。

- ・事由
 - ①災害 ②疾病・障害(親族の疾病・障害・死亡を含む)③住宅の取得 ④教育(親族の教育を含む)⑤結婚(親族の結婚を含む)
 - ⑥債務の弁済 ⑦その他加入者が掛金の拠出に支障のある場合
- ・注意

①年金共済は、積立金の払い出し(減口)と月払掛金の払い込み中断(全口中止)ともに取扱いできません。なお、半年払掛金のみの払込中断(払込停止)は可能です。半年払の積立再開は春または秋の募集時にお申込みください。
※半年払掛金の払込中断(払込停止)の場合、積立金は中断時には払い出しせず積み立てておきます。

②積立共済は、掛金の払い込みを継続しながら積立金を払い出すこと(減口)ができます。お支払いは請求書が生活応援・共済事務局に届いてから約10日で指定口座に払い込まれます。ただし、払い出し金額は1万円単位です。一口1,000円以上の残高は必要です。

また、掛金払込中断(全口中止)期間は3年ですが、再開時期との関係で実質2年半です。再開時期は年2回、春募集(開始は同年9月1日付)と秋募集(開始は翌年の3月1日付)時です。募集期間中に加入申し込みで再開の手続きをしてください。なお、この期間に再開の手続きを行なわない場合、自動脱退扱いとなります。

積立共済

加入日に満15歳以上満63歳未満の加盟組合の組合員、およびUAゼンセンの認めた方(加盟組合の企業または団体の構成員の方に限ります)で、申込日現在健康で正常に就業している方。保険料は、一般の生命保険料控除適用になります。(所属組織を退職等により脱退される場合または自動脱退となった場合は、すみやかに請求手続きをお願いします。)

●加入口数(掛金は加入者本人負担)

月 払……1口1,000円 3口以上最高200口

●月払加入者は、次の場合に半年払・一時払による積立を行なうことができます。

■半年払 9月、3月の各1日……1口(10,000円)以上最高100口(年金共済のみ)

■一時払 9月、3月の各1日……1口(10,000円)以上最高2,000口

<制度運営事務費、生保手数料、遺族特約保険料>

●掛金には制度運営事務費、生保手数料、遺族特約保険料が含まれています。記載の生保手数料、遺族特約保険料は2017年10月1日現在のものです。これらの数値については今後変更になることがあります。

①制度運営事務費

月 払…1口あたり0.7% 一時払…1口あたり0.2%
半年払…1口あたり0.2%(年金共済のみ)

②生保手数料

掛金について…(掛金-制度運営事務費)×約1.3%
積立金について…平均残高の積立金の約0.11%

③遺族特約保険料

月 払…(掛金-制度運営事務費)×約0.06%(半年払、一時払はありません)

●加入者の預金口座からの自動引落しを原則とします。

払 方	加入日	初回引落日	継続保険料※
月 払	9月1日	8月12日	毎月12日
	3月1日	2月12日	

※金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります。

●月払掛金の口座引落しが残高不足により不能となった場合は、翌月に再度引落日(2ヵ月分)しますが、再度引落しができなかった場合は、さらに翌々月に3度目の引落日(3ヵ月分)を行ないます。

●3ヵ月連続して引落しができなかったときは、自動脱退となります。

●一時払は再度引落しせず、申込みはなかったものとして取扱います。

●口数の変更・中断・減口の取扱い

加入者は次の事由がある場合、申請書を提出し、掛金の払込中断(払込停止・全口中止)、加入口数を減らすこと(一部中止)、積立金の払い出し(減口)をすることができます。※掛金の払込中断(全口中止)、積立金の払い出し(減口)については積立共済のみの取扱いとなります。

- ・事由
 - ①災害 ②疾病・障害(親族の疾病・障害・死亡を含む)③住宅の取得 ④教育(親族の教育を含む)⑤結婚(親族の結婚を含む)
 - ⑥債務の弁済 ⑦その他加入者が掛金の拠出に支障のある場合
- ・注意

①年金共済は、積立金の払い出し(減口)と月払掛金の払い込み中断(全口中止)ともに取扱いできません。なお、半年払掛金のみの払込中断(払込停止)は可能です。半年払の積立再開は春または秋の募集時にお申込みください。
※半年払掛金の払込中断(払込停止)の場合、積立金は中断時には払い出しせず積み立てておきます。

②積立共済は、掛金の払い込みを継続しながら積立金を払い出すこと(減口)ができます。お支払いは請求書が生活応援・共済事務局に届いてから約10日で指定口座に払い込まれます。ただし、払い出し金額は1万円単位です。一口1,000円以上の残高は必要です。

また、掛金払込中断(全口中止)期間は3年ですが、再開時期との関係で実質2年半です。再開時期は年2回、春募集(開始は同年9月1日付)と秋募集(開始は翌年の3月1日付)時です。募集期間中に加入申し込みで再開の手続きをしてください。なお、この期間に再開の手続きを行なわない場合、自動脱退扱いとなります。

年金共済

いつでも脱退できます。 ※生活応援共済事務局に請求書が毎月20日必着で翌月1日支払い(金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります)

満65歳。ただし、満65歳到達時に、**希望により満75歳積立完了に延長**することができます。(継続加入・据置申請書の提出による)
※現在、60歳で継続加入手続きをされた方については、75歳時に積立完了案内が送付されます。

<脱退一時金>

●一時金を希望のときは、積立金全額を加入者にお支払いします。

<遺族一時金>

積立期間中に死亡のときは、脱退一時金に月払掛金相当額(月払の1ヵ月分相当額)を加算して遺族にお支払いします。

※遺族とはUAゼンセン年金共済規定・積立共済規定に定める遺族補償の順位によります。

<年 金>

年金受取人は掛金負担者です。

積立完了年齢=65歳に達したとき、6種類の年金コースから1つを選択できます。(65歳以後継続加入している方が脱退した場合も同様)

確定年金コース

①5年2倍型10年確定年金 ②10年確定年金

③15年確定年金 ④20年確定年金

終身年金コース

⑤15年保証期間付終身年金

⑥10年保証夫婦連生終身年金(配偶者6割)

税制区分	個人年金保険料控除適用	一般生命保険料控除適用
加入年齢	満55歳未満で加入	満55歳以上で加入
年金受取開始年齢	60歳以上で掛金払込期間10年以上の方※	55歳以上で掛金払込期間2年以上の方

※満55歳以上60歳未満でも年金を受給することが可能ですが、保証期間付終身年金の選択しかできません。(確定年金を希望する場合は、60歳に達するまで繰延制度を利用してください。)

●年金は年4回払とし、3月、6月、9月、12月に3ヵ月分ずつに分けてお支払いします。

●年金受給者(遺族を含む)が年金の一時払を請求のときは、将来の年金支払いに代えて残余保証期間の未払年金現価を、一時金でお支払いします。

●保証期間付終身年金開始後に一時金を請求の場合、保証期間の残りに対応する未払年金現価をお支払いします。15年保証期間付終身年金は保証期間経過後に加入者が生存の場合、10年保証夫婦連生終身年金は保証期間経過後に加入者または配偶者が生存の場合、年金の支払いを再開します。

※保証期間経過後は生存確認のため、年1回、所定の書類のご提出が必要となります。

- 年金の繰延とは、年金の据置のことをいいます。
- 満75歳まで最長10年間年金受給を繰延**することができます。繰延期間中は掛金の払込みはできません。なお、繰延期間途中での年金給付は可能です。
- 現在、繰延期間中の方については、繰延期間は最長70歳までとなります。

配当金

- 毎年の決算により、配当金が生じた場合には、積立期間中は責任準備金の積増のため保険料の払い込みに充当します。
- 年金受給権取得後は年金の増額のための保険料に充当します。(年金共済のみ)

加入者票等

- 加入者には、「加入者票」が発行されます。(組合経由で発行されます)
- 加入者には年1回「積立金明細書」が発行されます。(個人あてに発行されます)
- 年金受給権を取得した加入者には、基本年金額等を記載した「年金証書」が発行されます。(年金共済のみ)

制度の運営

この制度は生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づき運営します。

制度発定日

1986年9月1日(年金共済)、1988年9月1日(積立共済)
※同制度は、UAゼンセン年金共済規定、積立共済規定同取扱細則により運営されています。

積立共済

●積立完了年齢に到達したとき、または払込満了日直前2年以上かつ満55歳以上で死亡以外の事由により脱退したときに脱退日の翌日に積立共済(拠出型企業年金保険)の積立金を一時払退職後終身保険の一時払保険料に充当し、この日から死亡・高度障害保障が開始されます。

(※転換にあたっては、脱退給付金請求書に記入して申込みます。後日委託生命保険会社により申込書が送られます。)

<転換後の取扱い>
転換後は個人保険となり、委託生命保険会社より保険証券が発行されます。保険金等の請求は委託生命保険会社と直接行なっていただきます。

<死亡・高度障害保険金>
最低100万円、最高1,000万円です。(100万円単位)
※転換時の積立金が最低取扱保険金100万円の一時払保険料に満たない場合は一時金で支払われます。また、積立金が一時払保険料を超える場合には、その差額が一時金で支払われます。

積立共済の転換

加入資格

掛金

加入・口数の変更

脱退

積立完了年齢

給付

年金の繰延

配当金

加入者票等

制度の運営

制度発定日

年金共済 みらいやん

積立共済 ひかりくん



年金共済 < 拠出型企業年金保険【生命保険】 >

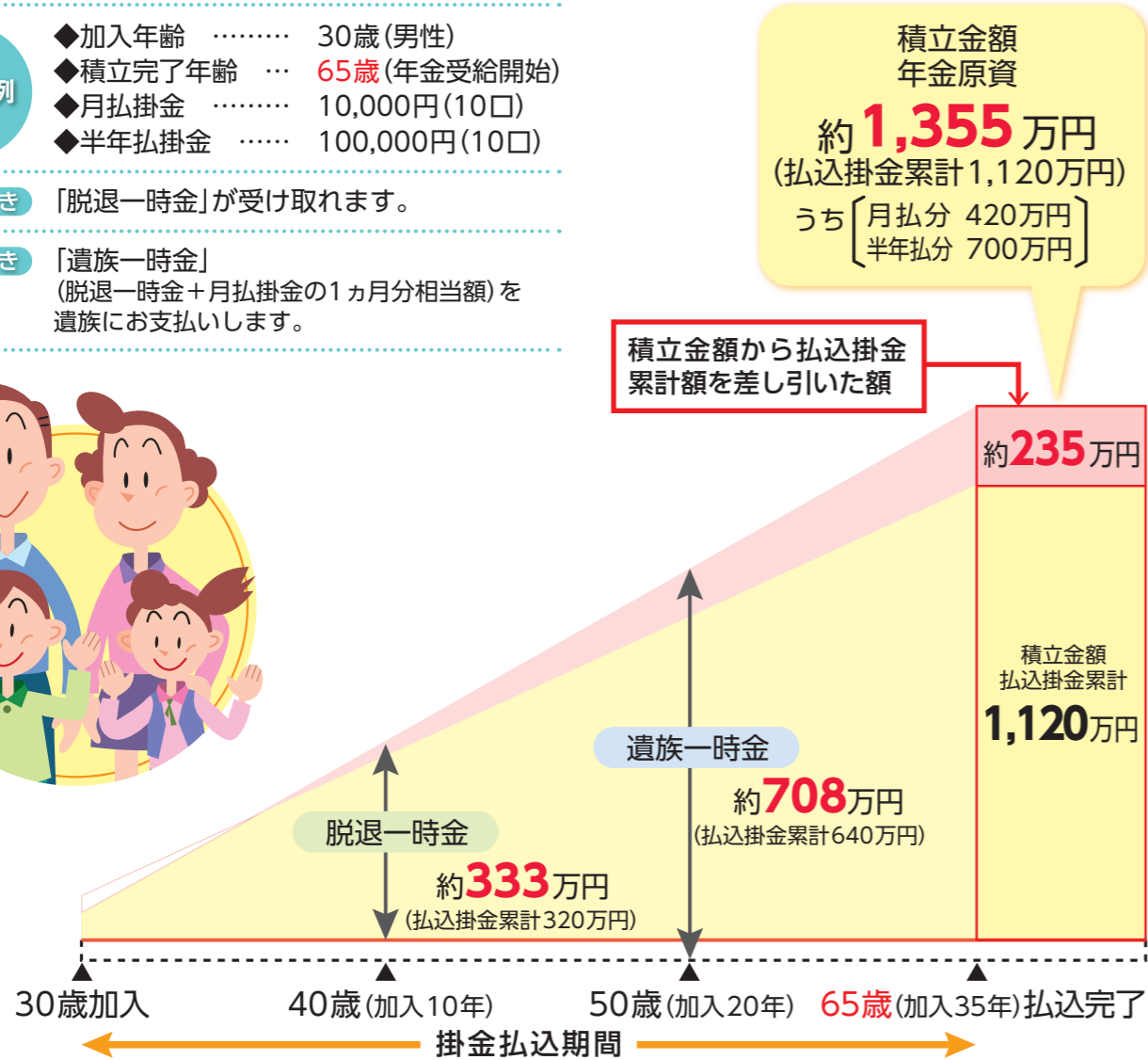
意向確認 拠出型企業年金保険は、老後生活の資金確保を主な目的とする生命保険です。ご加入
【ご加入前のご確認】にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

より豊かなシルバーライフのために、いまから コツコツと資金を積み立てていく制度です。

- ご加入例**
- ◆加入年齢 …… 30歳(男性)
 - ◆積立完了年齢 … 65歳(年金受給開始)
 - ◆月払掛金 …… 10,000円(10口)
 - ◆半年払掛金 …… 100,000円(10口)

脱退のとき 「脱退一時金」が受け取れます。

死亡のとき 「遺族一時金」
(脱退一時金+月払掛金の1ヵ月分相当額)を
遺族にお支払いします。



年金月額1万円もらうときに必要な積立金額(65歳開始時)

年金種類	5年2倍型 10年確定年金	10年確定年金	15年確定年金	20年確定年金	15年保証期間付 終身年金	10年保証夫婦 連生終身年金(※)
男性	約 87 万円	約 114 万円	約 166 万円	約 215 万円	約 215 万円	約 247 万円
女性				約 215 万円	約 241 万円	約 245 万円

【記載の数値は将来改定されることがあります。ただし、年金受給権取得後は改定されることはありません。】
※(本人年齢-配偶者年齢)を3歳としています。

2017年9月1日現在9,625人が受け取っています

積立完了の4ヵ月前にご案内しますので、
それぞれのコースをご選択してください。

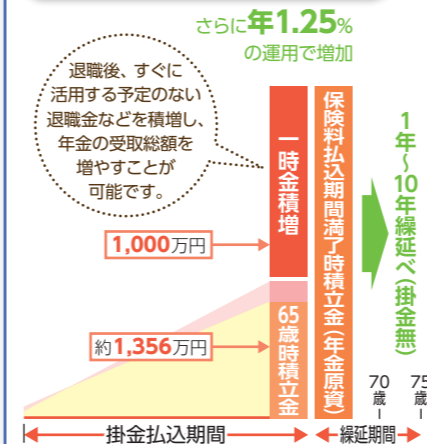
6つの年金コース

5年2倍型10年確定年金 加入者の生死にかかわらず、加入者又は遺族に最初の5年間は後半の5年間の2倍の年金が支払われます。	<p>初年度年金月額 約15.6万円 5年後約7.8万円</p> <p>年金原資 基本年金 10年間累計受取額 約1,409万円</p> <p>65歳 70歳 75歳</p>
10年確定年金 10年間は加入者の生死にかかわらず加入者又は遺族に年金が支払われます。	<p>初年度年金月額 約11.8万円</p> <p>年金原資 基本年金 10年間累計受取額 約1,420万円</p> <p>65歳 75歳</p>
15年確定年金 15年間は加入者の生死にかかわらず加入者又は遺族に年金が支払われます。	<p>初年度年金月額 約8.1万円</p> <p>年金原資 基本年金 15年間累計受取額 約1,467万円</p> <p>65歳 80歳</p>
20年確定年金 20年間は加入者の生死にかかわらず加入者又は遺族に年金が支払われます。	<p>初年度年金月額 約6.2万円</p> <p>年金原資 基本年金 20年間累計受取額 約1,502万円</p> <p>65歳 85歳</p>
15年保証期間付終身年金 15年の保証期間中は、加入者の生死にかかわらず加入者又は遺族に年金が支払われます。保証期間経過後は、加入者が生存している限り年金が支払われます。	<p>初年度年金月額 約6.2万円</p> <p>年金原資 基本年金 保証期間 80歳 終身</p>
10年保証夫婦連生終身年金 10年の保証期間中は、加入者又は配偶者の生死にかかわらず年金が支払われます。保証期間経過後は、加入者又は配偶者が生存している限り終身にわたり年金が支払われます。なお、加入者死亡後の配偶者の年金支給額は保証期間中は加入者と同額、保証期間経過後は加入者の6割となります。	<p>初年度年金月額 約5.4万円</p> <p>年金原資 基本年金 保証期間 75歳 80歳加入者死亡 終身</p>

【基本年金】
加入期間中の掛金累計額に相当します。

【増加年金】
年金支払開始後の年金原資運用による増額部分になります。

退職一時金の一時払活用例



受取り方法(例)

15年確定年金コース(一時金で1,000万円積増した場合)

退職一時金の一時払を活用した場合(65歳時積立金約1,356万円)

15年確定年金	積立金約1,356万円	積立金+一時金積増1,000万円=約2,356万円
5年繰延	70歳受取 年金月額 約34,400円	約148,600円
10年繰延	75歳受取 年金月額 約6,192,000円	約26,740,000円
	75歳受取 年金月額 約35,500円	約157,200円
	75歳受取 受取総額 約6,390,000円	約28,290,000円

記載の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)を使用しており、その他の引受会社の基礎率を含めたものとはなっていません。なお、実際にお支払いする金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。配当金が生じた場合には年金の増額のため保険料に充当しますが決算実績によってはお支払いできない年度もあります。なお、記載の給付金額には、配当金を加算していません。

給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。



給付額試算表 (脱退一時金および65歳受取開始時の年金月額)

月払に10口(10,000円)加入の場合

(単位:円)

加入(経過)年数	払込掛金合計額	積立金額(脱退一時金額)	65歳受取開始時の年金月額(※)				
			10年確定年金	15年確定年金	20年確定年金	15年保証期間付終身年金	
						男性	女性
1年	120,000	約 118,200	約 -	約 -	約 -	約 -	約 -
2	240,000	237,900	2,000	1,400	1,100	1,100	800
3	360,000	358,900	3,100	2,100	1,600	1,600	1,400
4	480,000	481,300	4,200	2,900	2,200	2,200	1,800
5	600,000	605,000	5,300	3,600	2,800	2,800	2,400
6	720,000	730,200	6,400	4,400	3,400	3,400	3,000
7	840,000	856,900	7,500	5,100	3,900	3,900	3,400
8	960,000	985,000	8,600	5,900	4,500	4,500	4,000
9	1,080,000	1,114,500	9,700	6,700	5,200	5,100	4,600
10	1,200,000	1,245,600	10,900	7,500	5,800	5,800	5,000
11	1,320,000	1,378,100	12,100	8,300	6,400	6,400	5,600
12	1,440,000	1,512,200	13,200	9,100	7,000	7,000	6,200
13	1,560,000	1,647,800	14,400	9,900	7,600	7,600	6,800
14	1,680,000	1,785,000	15,600	10,700	8,300	8,300	7,400
15	1,800,000	1,923,700	16,900	11,600	8,900	8,900	7,800
16	1,920,000	2,064,000	18,100	12,400	9,600	9,600	8,400
17	2,040,000	2,206,000	19,300	13,300	10,200	10,200	9,000
18	2,160,000	2,349,600	20,600	14,100	10,900	10,900	9,600
19	2,280,000	2,494,800	21,900	15,000	11,600	11,600	10,200
20	2,400,000	2,641,700	23,200	15,900	12,300	12,300	10,800
21	2,520,000	2,790,200	24,500	16,800	13,000	12,900	11,400
22	2,640,000	2,940,500	25,800	17,700	13,700	13,600	12,000
23	2,760,000	3,092,500	27,100	18,600	14,400	14,300	12,800
24	2,880,000	3,246,300	28,500	19,600	15,100	15,100	13,400
25	3,000,000	3,401,800	29,800	20,500	15,800	15,800	14,000
26	3,120,000	3,559,100	31,200	21,400	16,600	16,500	14,600
27	3,240,000	3,718,300	32,600	22,400	17,300	17,300	15,400
28	3,360,000	3,879,200	34,000	23,400	18,100	18,000	16,000
29	3,480,000	4,042,000	35,500	24,400	18,800	18,800	16,600
30	3,600,000	4,206,700	36,900	25,400	19,600	19,500	17,400
31	3,720,000	4,373,200	38,400	26,400	20,400	20,300	18,000
32	3,840,000	4,541,700	39,900	27,400	21,100	21,100	18,800
33	3,960,000	4,712,100	41,400	28,400	21,900	21,900	19,400
34	4,080,000	4,884,500	42,900	29,400	22,700	22,700	20,200
35	4,200,000	5,058,800	44,400	30,500	23,600	23,500	20,800
36	4,320,000	5,235,200	46,000	31,600	24,400	24,300	21,600
37	4,440,000	5,413,600	47,500	32,600	25,200	25,200	22,400
38	4,560,000	5,594,000	49,100	33,700	26,100	26,000	23,200
39	4,680,000	5,776,500	50,700	34,800	26,900	26,800	23,800
40	4,800,000	5,961,100	52,300	35,900	27,800	27,700	24,600
41	4,920,000	6,147,900	54,000	37,100	28,600	28,600	25,400
42	5,040,000	6,336,700	55,600	38,200	29,500	29,500	26,200
43	5,160,000	6,527,800	57,300	39,400	30,400	30,300	27,000
44	5,280,000	6,721,000	59,000	40,500	31,300	31,200	27,800
45	5,400,000	6,916,500	60,700	41,700	32,200	32,200	28,600

半年払に1口(1万円)加入の場合

(単位:円)

加入(経過)年数	払込掛金合計額	積立金額(脱退一時金額)
1年	20,000	約 19,800
2	40,000	39,900
3	60,000	60,200
4	80,000	80,800
5	100,000	101,600
6	120,000	122,600
7	140,000	143,900
8	160,000	165,400
9	180,000	187,200
10	200,000	209,200
11	220,000	231,500
12	240,000	254,000
13	260,000	276,800
14	280,000	299,800
15	300,000	323,100
16	320,000	346,700
17	340,000	370,600
18	360,000	394,700
19	380,000	419,100
20	400,000	443,800
21	420,000	468,700
22	440,000	494,000
23	460,000	519,500
24	480,000	545,300
25	500,000	571,500
26	520,000	597,900
27	540,000	624,600
28	560,000	651,700
29	580,000	679,000
30	600,000	706,700
31	620,000	734,700
32	640,000	763,000
33	660,000	791,600
34	680,000	820,600
35	700,000	849,800
36	720,000	879,500
37	740,000	909,400
38	760,000	939,800
39	780,000	970,400
40	800,000	1,001,400
41	820,000	1,032,800
42	840,000	1,064,500
43	860,000	1,096,600
44	880,000	1,129,100
45	900,000	1,161,900

一時払に10口(10万円)加入の場合

(単位:円)

加入(経過)年数	積立金額(脱退一時金額)
1年	約 99,600
2	100,700
3	101,900
4	103,000
5	104,200
6	105,400
7	106,600
8	107,800
9	109,100
10	110,300
11	111,600
12	112,900
13	114,200
14	115,500
15	116,800
16	118,100
17	119,500
18	120,900
19	122,200
20	123,600
21	125,100
22	126,500
23	128,000
24	129,400
25	130,900
26	132,400
27	133,900
28	135,500
29	137,000
30	138,600
31	140,200
32	141,800
33	143,400
34	145,100
35	146,700
36	148,400
37	150,100
38	151,800
39	153,600
40	155,400
41	157,100
42	158,900
43	160,800
44	162,600
45	164,500

※65歳受取開始時の年金月額額は100円未満切り捨てで表示していますが、実際のお支払いは端数も含めてお支払いいたします。
※15年保証期間付終身年金は、保証期間経過後、加入者が生存されている場合に限り支給されます。

給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。
記載の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)を使用しており、その他の引受会社の基礎率を含めたものとはなっていません。
給付額試算表の金額は、次の条件で計算していますが、実際にお支払いする金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。
(1)年間保険料779,600万円を常に維持していること。
(2)加入者全員の保険料が毎月1日に入金されたものであること。
(3)給付額試算表の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の予定利率(2017

年10月1日現在年1.25%)に基づき計算しています。
なお、基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)については、将来変更される場合があります。
記載の給付額試算表には、配当金を加算していません。毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。決算実績によってはお支払いできない年度もあります。また、配当金が生じた場合には積立金の増増に充当されます。
年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。積立金(脱退一時金)は加入年数が短いと払込保険料の合計を下回ります。

Q1 年金共済のしくみを教えてください。

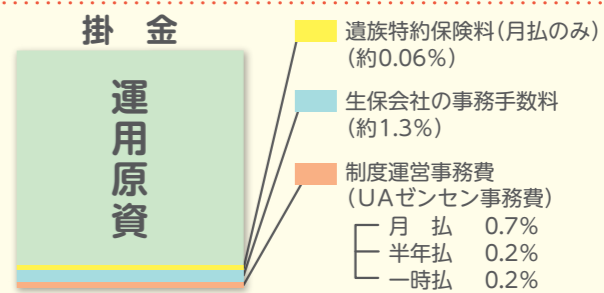
A1
年金共済は、現役時代に自分で可能な範囲内で積み立てておく(管理と運用は生命保険会社が行なう)積立完了後にその積立金を、年金で受け取る制度です。

Q2 年金共済の運用のしくみを教えてください。

A2
年金共済の運用はすべて生命保険会社に委託しています。生保の一般勘定団体年金の「拠出型企業年金保険」という商品分類で積み立てています。生保会社は契約者から集めた掛金を国内・外でさまざまに運用し、その結果(実績)に応じて契約者に配当します。運用実績はそのときの経済状況により変化します。募集資料に掲載してある「給付額試算表」も、現在の事務幹事会社の予定利率で計算したもので、将来の受取額をお約束するものではありません。

Q3 加入者が納める掛金は全額運用されるのですか？

A3
右図のように、加入者が納める掛金はすべてが運用される訳ではありません。(掛金-UAゼンセン制度運営事務費-生保会社の事務手数料-遺族特約保険料)=運用原資で、これが予定利率年1.25%で運用される事になります。
注)UAゼンセン制度運営事務費・生保会社の事務手数料・遺族特約保険料は、2017年10月1日現在のもので、今後変更になることがあります。



Q4 確定給付年金(DB)、確定拠出年金(DC企業型・個人型) (以下DB、DC)とどう違いますか？

A4
両制度共、企業内「退職一時金制度」を移行したもので、年金・一時金を選択することが可能です。年金共済は自助努力で**公的年金だけでは不足してしまう生活費等を補完する制度です**。両制度共年金選択では公的年金に加え公的年金等控除を除いた部分が雑所得となりますが、一時金選択では「退職所得控除」(勤続38年2,060万円、勤続40年で2,200万円)の対象となり非課税枠の受取りで課税負担はありません。
年金共済では支払った掛金相当分が必要経費となり、除いた部分の年間所得のみが課税負担となります。
※UAゼンセン調べ

Q5 DB・DC及び退職金一時金をどう活用したらいいのでしょうか？

A5
年金共済で退職一時金を追加拠出して年金共済で安全有利な運用をしながら1.25%で受取総額を増やしていく選択、あるいは積増ししていきながら1.25%で総額を増やしていく途中引出が可能な積立共済も併せて検討いただければよろしいのではないのでしょうか。※P6、P9を参照
※UAゼンセン調べ

年金共済 さいごのページ

年金共済 さいごのページ



積立共済 < 拠出型企業年金保険【生命保険】 >

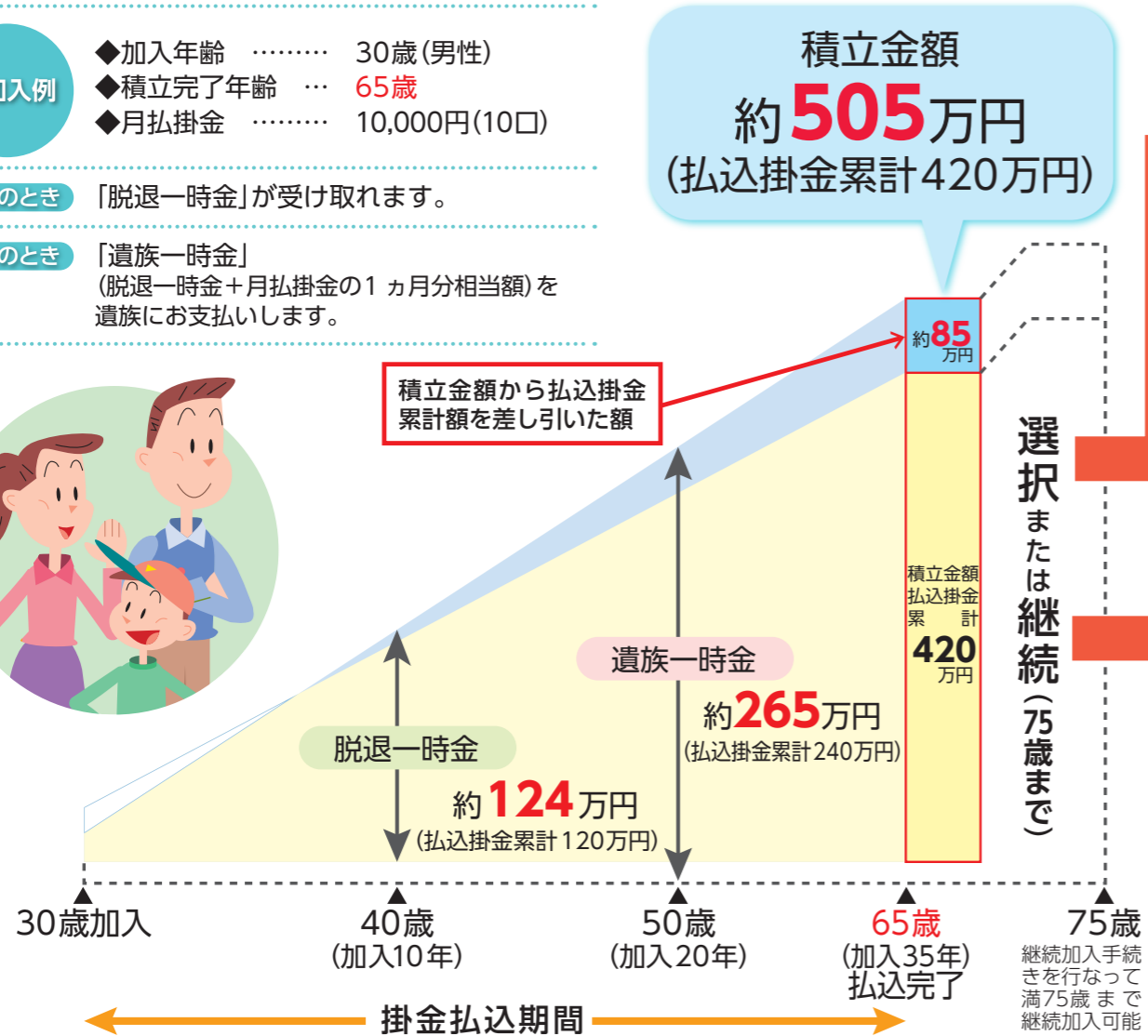
意向確認 拠出型企業年金保険は、老後生活の資金確保を主な目的とする生命保険です。ご加入
【ご加入前のご確認】 にあたってはご意向に沿った内容が、ご確認のうえお申込みください。

ライフサイクルに合わせた目的別の資金づくりに役立ち、脱退のときは、「脱退一時金」が受け取れます。また継続加入2年以上かつ満55歳以上で脱退の場合は、一時払退職後終身保険に転換できる制度です。(一旦転換された後の積立共済の再加入はできません)

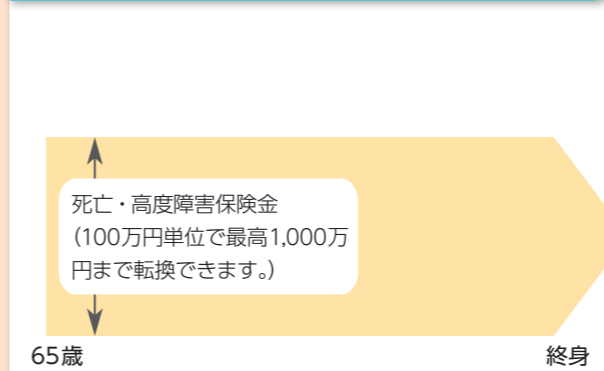
- ご加入例**
- ◆加入年齢 …… 30歳(男性)
 - ◆積立完了年齢 …… 65歳
 - ◆月払掛金 …… 10,000円(10口)

脱退のとき 「脱退一時金」が受け取れます。

死亡のとき 「遺族一時金」(脱退一時金+月払掛金の1ヵ月分相当額)を遺族にお支払いします。



一時払退職後終身保険(予定利率0.25%)



■一時払退職後終身保険の保険料および解約返戻金

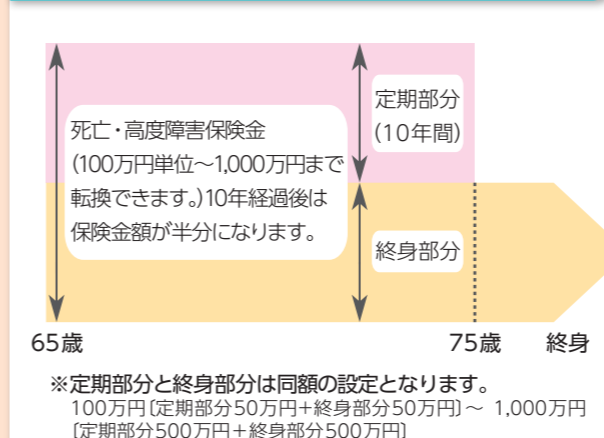
保険金100万円あたりの保険料(満65歳)
 男性 992,460円 女性 990,030円

解約返戻金 (単位: 約 円)

経過年数	65歳加入(男)	65歳加入(女)
1年	992,770	990,410
2年	993,100	990,790
3年	993,430	991,190
4年	993,780	991,590
5年	994,120	991,990
10年	995,710	993,910
20年	998,270	997,220
30年	999,810	999,410

※記載の保険料等は2017年1月2日時点の基礎率により計算されています。実際の保険料等はご加入時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険料等も改定されることがあります。詳細はご退職時に配布するパンフレットをご参照ください。

定期保険特約付一時払退職後終身保険(終身部分 予定利率0.25%)



■定期保険特約付一時払退職後終身保険の保険料および解約返戻金

保険金100万円あたりの保険料(満65歳)
 男性(主契約496,230円、定期部分106,255円) 602,485円 女性(主契約495,015円、定期部分51,025円) 546,040円

解約返戻金 (単位: 約 円)

経過年数	65歳加入(男性)			65歳加入(女性)		
	返戻金	主契約	定期分	返戻金	主契約	定期分
1年	594,520	496,385	98,135	541,925	495,205	46,720
2年	586,680	496,550	90,130	537,960	495,395	42,565
3年	579,135	496,715	82,420	534,230	495,595	38,635
4年	571,370	496,890	74,480	530,475	495,795	34,680
5年	562,580	497,060	65,520	526,335	495,995	30,340
6年	552,645	497,225	55,420	521,760	496,190	25,570
7年	541,415	497,385	44,030	516,640	496,385	20,255
8年	528,710	497,545	31,165	510,875	496,575	14,300
9年	514,295	497,700	16,595	504,355	496,765	7,590
10年	497,855	497,855	0	496,955	496,955	0

※記載の保険料等は2017年1月2日時点の基礎率により計算されています。実際の保険料等はご加入時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険料等も改定されることがあります。詳細はご退職時に配布するパンフレットをご参照ください。

一時金

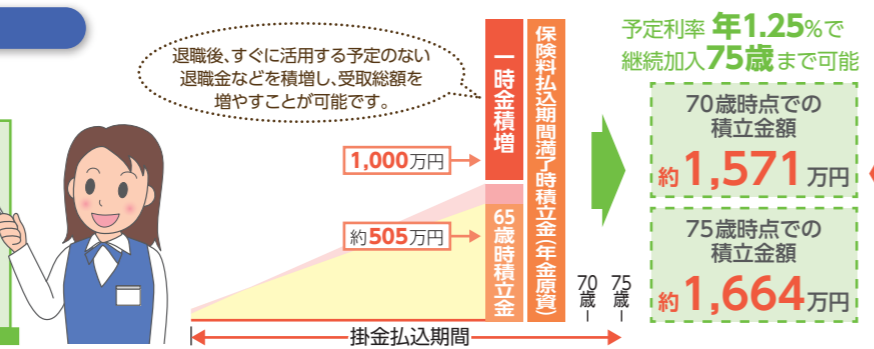
一時金で受け取ることも
 できます。
約505万円



退職一時金の一時払活用例

(65歳以降、毎月5,000円で継続した場合)

退職金等の積立方法
 継続加入手続きをし、一時払積立をすることができます。



大好評

一時払退職後傷害保険 (退職時加入年齢から10年間補償)
 一時払退職後傷害保険は、国内外を問わず、被保険者(保険の対象となる方)が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いする保険です。また、偶然な事故により他人を死傷させたり、他人の財物に損壊を与えるなど、法律上の損害賠償責任を負った場合に被保険者(保険の対象となる方)が被害者に支払うべき損害賠償金、訴訟費用等を補償します。

補償内容(例)

	申込型	10E型(A級職種)
一時払保険料	10万円	
死亡・後遺障害保険金	408.3万円	
入院保険金日額	3,000円	
通院保険金日額	1,000円	
手術保険金	1.5・3.0万円	
賠償責任保険金	3,000万円	

※補償内容は、ご加入時の保険料率により決定しますので、今後の保険料率の改定により補償内容も改定されることがあります。※詳細はご退職時に配布するパンフレットをご参照ください。



給付額試算表

脱退一時金

月払に10口(10,000円)加入の場合

(単位:円)

加入(経過)年数	払込掛金合計額	積立金額(脱退一時金)
1年	120,000	約 118,200
2	240,000	237,800
3	360,000	358,800
4	480,000	481,200
5	600,000	604,900
6	720,000	730,100
7	840,000	856,700
8	960,000	984,700
9	1,080,000	1,114,200
10	1,200,000	1,245,200
11	1,320,000	1,377,700
12	1,440,000	1,511,700
13	1,560,000	1,647,200
14	1,680,000	1,784,300
15	1,800,000	1,923,000
16	1,920,000	2,063,300
17	2,040,000	2,205,100
18	2,160,000	2,348,600
19	2,280,000	2,493,700
20	2,400,000	2,640,500
21	2,520,000	2,789,000
22	2,640,000	2,939,200
23	2,760,000	3,091,100
24	2,880,000	3,244,800
25	3,000,000	3,400,200
26	3,120,000	3,557,400
27	3,240,000	3,716,400
28	3,360,000	3,877,200
29	3,480,000	4,039,900
30	3,600,000	4,204,400
31	3,720,000	4,370,900
32	3,840,000	4,539,200
33	3,960,000	4,709,500
34	4,080,000	4,881,800
35	4,200,000	5,056,000
36	4,320,000	5,232,200
37	4,440,000	5,410,400
38	4,560,000	5,590,700
39	4,680,000	5,773,100
40	4,800,000	5,957,600
41	4,920,000	6,144,100
42	5,040,000	6,332,900
43	5,160,000	6,523,800
44	5,280,000	6,716,900
45	5,400,000	6,912,200

一時払に10口(10万円)加入の場合

(単位:円)

加入年数	積立金額(脱退一時金)
1年	約 99,600
2	100,700
3	101,900
4	103,000
5	104,200
6	105,400
7	106,600
8	107,800
9	109,000
10	110,300
11	111,500
12	112,800
13	114,100
14	115,400
15	116,700
16	118,000
17	119,400
18	120,800
19	122,100
20	123,500
21	124,900
22	126,400
23	127,800
24	129,300
25	130,800
26	132,300
27	133,800
28	135,300
29	136,900
30	138,400
31	140,000
32	141,600
33	143,200
34	144,900
35	146,500
36	148,200
37	149,900
38	151,600
39	153,400
40	155,100
41	156,900
42	158,700
43	160,500
44	162,400
45	164,200

※脱退一時金は100円未満切り捨てで表示していますが、実際のお支払いは端数も含めてお支払いいたします。

給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。
記載の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)を使用しており、その他の引受会社の基礎率を含めたものとはなっていません。
給付額試算表の金額は、次の条件で計算していますが、実際にお支払いする金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。

(1) 年間保険料400,800万円を常に維持していること。
(2) 加入者全員の保険料が毎月1日に入金されたものであること。
(3) 給付額試算表の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の予定利率(2017

年10月1日現在年1.25%)に基づき計算しています。
なお、基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)については、将来変更される場合があります。
記載の給付額試算表には、配当金を加算していません。毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。決算実績によってはお支払いできない年度もあります。また、配当金が生じた場合には積立金の増進に充当されます。
年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。積立金(脱退一時金)は加入年数が短いと払込保険料の合計を下回ります。

Q1 年金共済と積立共済の違いについて教えてください。

A1

年金共済と違う点は次のとおりです。

- ① 加入方法は「月払」と「一時払」のみです。半年払はありません。
- ② 所定の事由に該当すれば積立金の一部払い出し(減口)が1万円単位でできます。
- ③ 被保険者期間が退職日直前継続して2年以上で満55歳以上になると、原則無診査・無告知で「一時払退職後終身保険(保険料を一時払する生命保険)」に転換できます。(A3ご参照)

Q2 積立金の一部払い出しについて詳しく教えてください。(減口請求)

A2

積立共済は積立期間中、所定の事由に該当する場合、積立金の一部払い出し(減口)をすることができます。(3ページ「加入・口数の変更」ご参照)

請求書に希望金額(1万円単位)を記入し、組合経由で生活応援・共済事業局へご送付ください(FAX送付は受付できません)。書類が到着後約10日で指定口座へ送金されます。この手続きは脱退ではありませんので、掛金引き去りはそのまま継続します。また、この手続きは月1回のみです。ご注意ください。

なお、毎年一時所得の50万円非課税枠が適用されます。(引出回数は毎月1回まで。年間複数回払い出しの場合も年間の支払額から保険料を引いた額が50万円以下であれば課税負担はありません。また超えた場合、超えた金額の1/2が課税負担となります。)

※1ページ特長2③「一時金受取時」ご参照)

Q3 一時払退職後終身保険・定期保険特約付一時払退職後終身保険について詳しく教えてください。

A3

積立金の範囲内で、一時払退職後終身保険・定期保険特約付一時払退職後終身保険に原則無診査・無告知(健康状態を問わない)で加入することができる制度です。

保険金は100万円~1,000万円(100万円単位)の範囲で、継続して2年以上の加入者で保険年齢満55歳以上から積立完了年齢までの方が加入できます。(一旦転換された後の積立共済への再加入はできません)

終身保険(生命保険)ですので、加入者が死亡した時は死亡保険金が受取人(遺族)に支払われますが、加入者自身がもう保障はいらないと判断した時は、解約請求書を提出すれば「解約返戻金」を受け取ることができます。解約返戻金の額は契約年齢、経過年数等によって異なります。ただし、ご契約後短期間で解約された場合、お払込保険料を下回ることがあります。定期保険特約は主契約を解約されると、主契約に付加された定期保険特約も同時に解約となります。定期保険特約の解約払戻金は、お払込保険料より少なく、かつ経過年数などによって異なります。

65歳の積立完了時に継続加入をされている方は、積立完了年齢の誕生日(積立完了日)までに加入することができます。

年金をとりまく環境は ご存知ですか？

年金制度の未来予想いったいどうなるの？

公的年金は少子高齢化が進展する中で、安定的な制度が維持できるよう、また世代間の公平性が確保されるように、見直しが進められています。

1. 公的年金の給付水準は？

公的年金の給付水準は一定額ではなく「所得代替率」というものさしを使用します。「所得代替率」とは、給付開始時における年金額の現役世代の所得に対する割合のことを指します。

一元化モデル
(旧厚生年金+共済年金)

平成26年度

注：一元化モデルは、社会保障と税の一体改革によるパートの適用拡大(25万人ベース)も反映した手取り年収を基に設定。



所得代替率
62.7%
比例：25.9%
基礎：36.8%

図表1) モデル世帯の所得代替率(平成26年)
厚生労働省 平成26年財政検証結果より抜粋

2. 所得代替率の見直しは？

2014年の財政検証によると、給与水準の見直しは下記の通りとなっています。

●図表 所得代替率の将来見直し

ケース	将来の経済状況の仮定	経済前提					〈参考〉 経済成長率 (実質<対物価>) 2024年度以降 20~30年
		労働力率	全要素生産性(TFP)上昇率	物価上昇率	賃金上昇率(実質<対物価>)	運用利回り 実質<対物価> スプレッド<対賃金>	
ケースA	内閣府試算「経済再生ケース」に接続するもの 労働市場への参加が進むケース	1.8%	2.0%	2.3%	3.4%	1.1%	1.4%
ケースB		1.6%	1.8%	2.1%	3.3%	1.2%	1.1%
ケースC		1.4%	1.6%	1.8%	3.2%	1.4%	0.9%
ケースD		1.2%	1.4%	1.6%	3.1%	1.5%	0.6%
ケースE		1.0%	1.2%	1.3%	3.0%	1.7%	0.4%
ケースF	内閣府試算「参考ケース」に接続するもの 労働市場への参加が進まないケース	1.0%	1.2%	1.3%	2.8%	1.5%	0.1%
ケースG		0.7%	0.9%	1.0%	2.2%	1.2%	▲0.2%
ケースH		0.5%	0.6%	0.7%	1.7%	1.0%	▲0.4%

注：賃金上昇率については、男女の賃金水準の差が過去(H17~H24)の傾向で2030年度まで縮小するものと仮定。(男女の差が約15%解消)
厚生労働省 平成26年財政検証結果より抜粋
※所得代替率50%を下回る場合は、50%で給付水準調整を終了し、給付及び負担の在り方について検討を行うこととされているが、仮に、財政のバランスが取れるまで機械的に給付水準調整を進めた場合の数値。

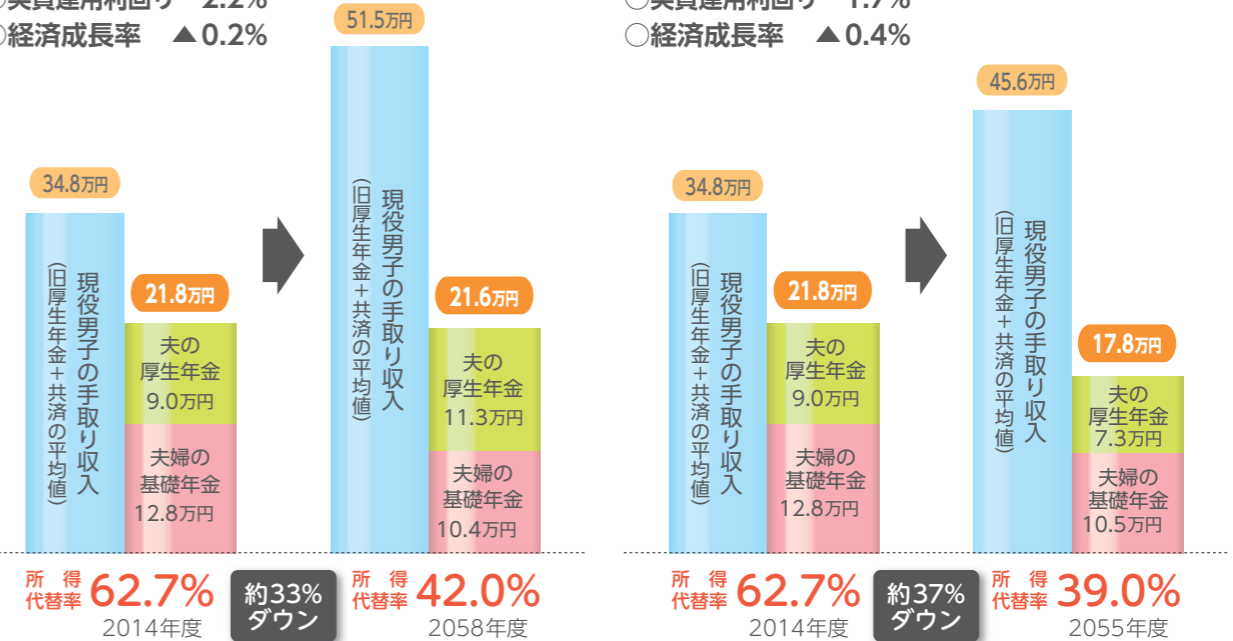
3. 所得代替率について

ケースGの前提条件

- 物価上昇率 0.9%
- 賃金上昇率 1.0%
- 実質運用利回り 2.2%
- 経済成長率 ▲0.2%

ケースHの前提条件

- 物価上昇率 0.6%
- 賃金上昇率 0.7%
- 実質運用利回り 1.7%
- 経済成長率 ▲0.4%



厚生労働省 平成26年財政検証結果より抜粋

4. 海外の公的年金の支給開始年齢引き上げについて

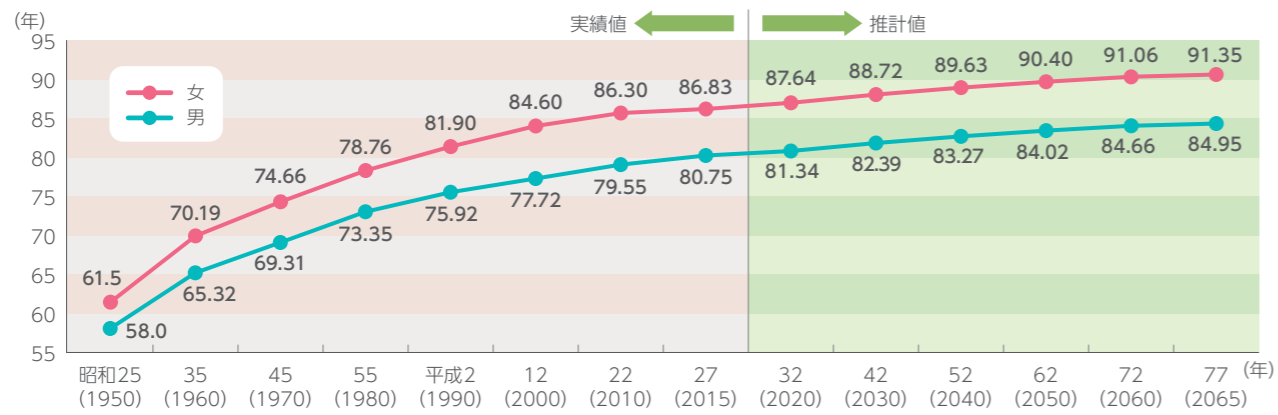
アメリカ	2027年までに67歳に引き上げ予定
英国	2046年までに68歳に引き上げ予定
ドイツ	2029年までに67歳に引き上げ予定
日本	?

厚生労働省 第4回社会保障審議会年金部会資料より

所得代替率が下がること、公的年金の支給開始年齢引き上げに備えて年金共済で、公的年金を補完しましょう。

ますます伸びる平均寿命

平均寿命の推移と将来設計

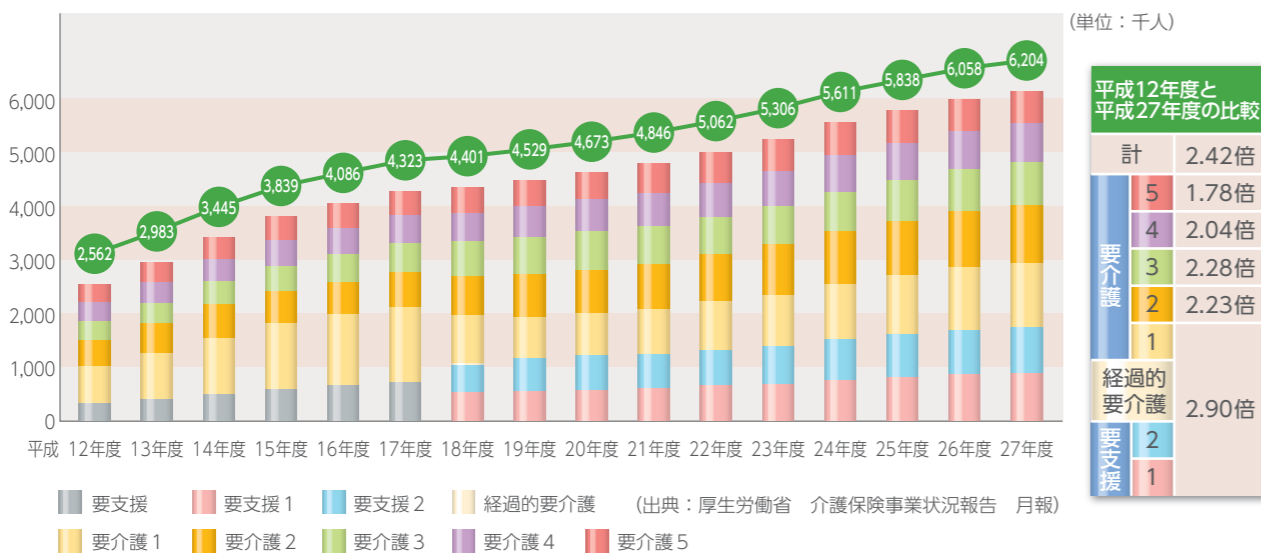


資料：内閣府「高齢社会白書」(平成29年度版)より抜粋。
 1950年及び2014年は厚生労働省「簡易生命表」、1960年から2015年までは厚生労働省「完全生命表」、2020年以降は、
 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果
 (注) 1970年以前は沖縄県を除く値である。0歳の平均余命が「平均寿命」である。

将来(平成77年)の平均寿命は男性84.95年、
女性91.35年と予測が出ています

介護をとりまく環境

要介護度別認定者数の推移

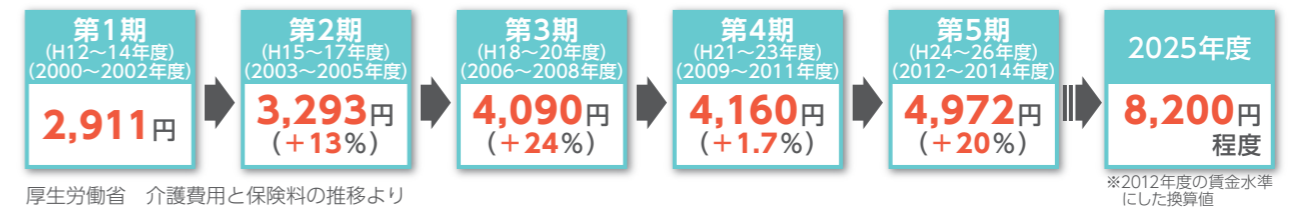


介護認定者数は増加傾向にあります

(出典：厚生労働省 介護保険事業状況報告 月報)

介護保険料の推移

65歳以上が支払う保険料(全国平均(月額・加重平均))



介護保険の負担割合

利用料自己負担割合の区分

原則	所得が一定以上の第1号被保険者*1
1割	2割
変更	
2018年8月~	特に所得が高い第1号被保険者*2
3割	

*1 単身で、年金収入等(公的年金、確定給付年金、確定拠出年金合計)が**年280万円以上***1のケース
 *1 「合計所得金額160万円以上」かつ「年金収入+その他合計所得金額280万円以上(単身世帯の場合。夫婦世帯の場合346万円以上)」⇒単身で年金収入のみ
 の場合280万円以上に相当
 *2 単身で、年金収入等(公的年金、確定給付年金、確定拠出年金合計)が**年340万円以上***2のケース
 *2 具体的な基準は政令事項。現時点では、「合計所得金額(給与収入や事業収入等から給与所得控除や必要経費を控除した額)220万円以上」かつ「年金収入+
 その他合計所得金額340万円以上(単身世帯の場合。夫婦世帯の場合463万円以上)」とすることを想定。⇒単身で年金収入のみ
 の場合340万円以上に相当

出所：「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案のポイント」(社会保障審議会介護保険部会<第71回>)

区分	要介護度	状態	介護保険の限度 利用額(月額)	自己負担 (1割)	自己負担 (2割)	自己負担 (3割)
予防給付	要支援1	日常生活の一部に支援が必要	50,030円	5,003円	10,006円	15,009円
	要支援2	食事や排せつなどで時々介助が必要	104,730円	10,473円	20,946円	31,419円
介護給付	要介護1		166,920円	16,692円	33,384円	50,076円
	要介護2	食事、排せつに何等かの介助、 歩行に何らかの支えが必要	196,160円	19,616円	39,239円	58,848円
	要介護3	食事、排せつに一部介助が必要	269,310円	26,931円	53,862円	80,793円
	要介護4	食事に一部介助、排せつ・入浴に 全面的介助が必要	308,060円	30,806円	61,612円	92,418円
	要介護5	日常生活を送る能力が著しく低下 私生活全般に介助が必要	360,650円	36,065円	72,130円	108,195円

生命保険文化センター「公的介護保険で受けられるサービス内容は？」

自己負担の救済策「高額介護サービス費」
 一般 1カ月の自己負担の限度額 世帯44,400円

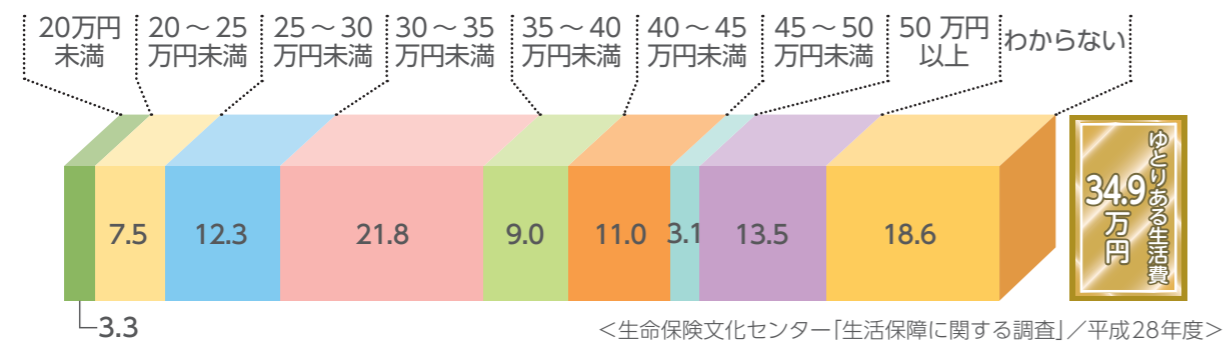
※例 要介護4で自己負担3割の場合 92,418円 - 44,400円 = 48,018円(返戻金)

※申請すれば後から1カ月の限度額を超えた分が市区町村から給付されるが負担は前払い

考えてみませんか…… 老後に必要な保障額を！

① ゆとりある老後生活費

ゆとりある老後生活を送るための費用として、上乗せすべき金額は平均12.9万円となっています。その結果、「ゆとりある老後生活費」は平均で34.9万円となります。



② 老後に必要な保障額

●65歳以降、夫婦二人世帯に必要な保障額(妻5歳年下の場合)

内容	詳細	金額	
支	老後の基本日常生活費	夫婦二人 約26.8万円×12カ月×19.55年 妻一人になってから 約18.7万円×12カ月×9.36年 小計 約8,387万円	約6,287万円 約2,100万円 約8,387万円
	ゆとりのある生活の上乗せ	夫婦二人 約8.1万円×12カ月×19.55年 妻一人になってから 約5.7万円×12カ月×9.36年 小計 約2,540万円	約1,900万円 約640万円 約2,540万円
		生活費以外の緊急的な支出 医療費、介護費、教育費、住宅ローン残金、リフォーム、車、葬儀など	α円
合計		約10,927万円+α	

内容	詳細	金額	
収	公的年金	夫婦二人 約242.4万円×19.55年 妻一人になってから 約198.2万円×9.36年 小計 約6,593万円	約4,738万円 約1,855万円 約6,593万円
	退職金、老後の就労、私的年金、その他の収入	β円	β円
	合計	約6,593万円+β	

- 支出(約10,927万円+α)–収入(約6,593万円+β)=約4,334万円+α–β⇒不足額
- 老後の基本日常生活費(夫婦二人)約26.8万円<総務省「家計調査年報」/平成26年>
 - 妻が一人になった時の生活費は夫婦二人の生活費の7割で計算しています。
 - 平均余命(男性65歳時点19.55年、女性60歳時点28.91年)より算出しています。<厚生労働省「平成28年 簡易生命表」>
 - ゆとりのある生活の上乗せ<生命保険文化センター「生活保障に関する調査」/平成28年度>
 - 公的年金の夫婦二人242.4万円、妻一人198.2万円<厚生労働省「平成26年度厚生年金保険・国民年金事業の概況について」>

ご自身の生活設計を試算できるライフプランニングシミュレーションサービス
UAゼンセンのホームページ<http://www.uazensen.jp>へアクセス

安心してライフイベントを迎えるために

人の一生の中でも「結婚」「教育」「住宅取得」は、相応の出費を伴う代表的なライフイベント(生活課題)といえるでしょう。それぞれ、どんな費用に対して平均でどれくらいかかるのか見てみましょう。

① 結婚

2015年4月～2016年3月の1年間に結婚(挙式・披露宴・披露パーティ)をした人が、結納・婚約から挙式・新婚旅行にかけた費用の総額は平均約469万円でした。

●結婚・婚約～新婚旅行までにかかった費用(万円)

	全国(※)
総額	469.7

(※)「全国」の値は推計値。
【出典】リクルートマーケティングパートナーズ「セクシィ結婚トレンド調査2016」をもとに作成
<公益財団法人生命保険文化センター調べ>

② 住宅取得

●住宅の購入価格(「フラット35」利用者)

(単位:万円)

	全国
土地付注文住宅	3,955
建売住宅	3,338
マンション	4,267

土地付注文住宅、建売住宅、マンションともに、金額からみても住宅が一生のうちで大きな買い物の一つであることは間違いありません。

<住宅金融支援機構「フラット35利用者調査」(2016年度)>

③ 教育

大学卒業までにかかる教育費 すべて私立の場合2,464万円

●幼稚園から大学までの平均的な教育費(万円)

	公立	私立
幼稚園	63.4	149.2
小学校	192.4	921.5
中学校	144.4	401.7
高等学校	122.6	297.3
大学	484.9	(私立文系) 695.1
合計	1,007.7	2,464.8

【出典】文部科学省「平成26年度子供の学習費調査」、日本政策金融公庫「教育費負担の実態調査結果(平成28年度)」

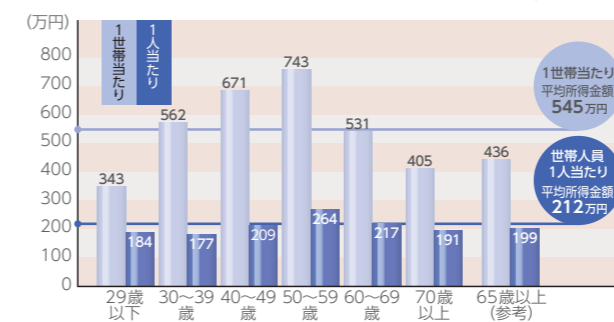
幼稚園から大学(4年制)卒業まで、教育費はどのくらいかかるでしょうか。幼稚園(3歳)から大学までの19年間において、**すべて私立に通った場合は約2,464万円となり、すべて公立に通った場合は約1,007万円の約2.4倍**となっています。

全世帯の平均所得金額は545万円。貯蓄額から借入金を差し引いた金額は、20歳代、30歳代、40歳代ではマイナスとなっています。

④ 世帯の所得額は平均545万円

平成27年の1世帯当たり平均所得金額は545万円となっています。

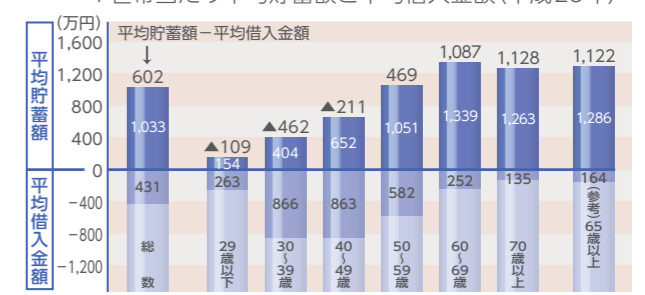
●世帯主の年齢階級別にみた1世帯当たり・世帯人員1人当たり平均所得金額(平成28年)



⑤ 世帯の貯蓄額は平均1,033万円

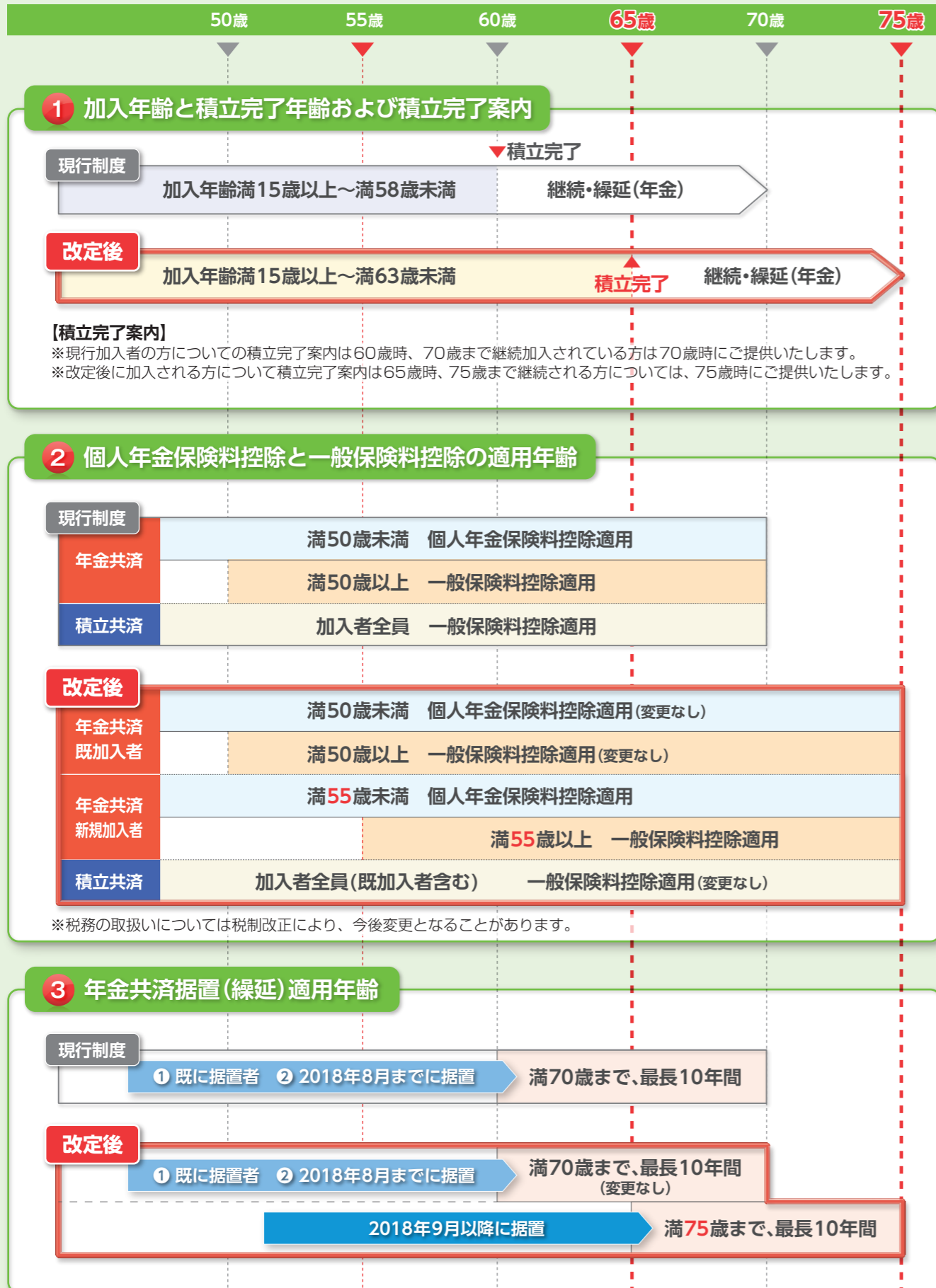
20・30・40代はローンを差し引くとマイナス
平成28年の1世帯当たりの平均貯蓄額は1,033万円です。

●世帯主の年齢別にみた1世帯当たり平均貯蓄額と平均借入金額(平成28年)





制度改定の概要



契約概要・注意喚起情報【生命保険】

拠出型企業年金保険(拠出型企業年金保険)

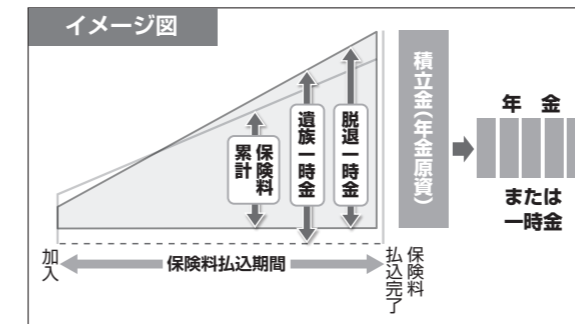
意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、取扱内容・給付額試算表の内容・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

契約概要【ご契約内容】

1 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員の方が、自助努力による老後保障資金を準備するために、企業・団体を保険契約者として運営する団体年金保険商品です。在職中に積立てを行ない、退職、退会等により保険料払込完了を迎えられた後に年金または一時金が受け取れます。また、遺族年金特約により、保険料払込期間中の死亡時には加算があります。



2 加入年齢、保険料、保険期間等

加入年齢、加入資格、(追加)加入日、保険料の額、払込方法、払込完了期日等につきましては、本パンフレットの該当箇所をご参照ください。退職、退会等により企業・団体の所属員でなくなった場合はすみやかに脱退いただけます。

3 積立金(受取予想額)

将来の受取予想額につきましては本パンフレットに記載の給付額試算表にてご確認ください。

4 年金や一時金が主に支払われる場合

■基本年金(もしくは一時金)
保険料払込完了後に、積立金を原資とした年金もしくは一時金をお支払いします。

■脱退一時金(もしくは年金)

保険料払込完了前に脱退される場合、原則一時金でお支払いとなりますが、年金でのお支払いが可能な場合があります。

■遺族一時金

ご加入者が保険料払込期間中に死亡された場合は、積立金に遺族年金特約による加算をして、一時金にて遺族の方にお支払いします。

※上記の年金もしくは一時金について選択できる給付種類等は、企業・団体ごとの制度内容により取扱が異なります。

5 配当金

この保険は1年ごとに財政決算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金をお支払いする仕組みとなっています。年度途中で脱退された場合その年の配当金はありません。

6 引受保険会社(事務幹事会社)

明治安田生命保険相互会社

本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

※本パンフレット記載の複数の保険会社でご契約をお引受けし、明治安田生命保険相互会社は他の引受保険会社の委任を受けて事務を行ないます。引受保険会社は、それぞれの引受割合により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は、変更される場合があります。

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

1 お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする企業保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

2 責任開始期

ご提出いただいた加入申込書に基づき引受保険会社にご加入を承諾した場合、引受保険会社は所定の「(追加)加入日」からご契約上の責任を負います。なお、企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等には保険へのご加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

3 年金や一時金のお支払制限

次のような場合、年金や一時金のお支払いに制限があります。

■遺族年金・遺族一時金の受取人が故意に加入者を死亡させた場合は、他の相続人に遺族年金・遺族一時金をお支払いします。同様に年金受給者を死亡させた場合、未支払の年金原資を他の相続人にお支払いします。

次ページへ

加入申込書兼口座振替申込書

※2018年用の申込書でお申し込みください。(2018年以前の申込書は使用できませんのでご注意ください。)

1枚目：①明治安田生命用 2枚目：②金融機関提出用 3枚目：③組合・本人控

申込書は3枚複写となっておりますので強めにご記入ください。

組合・本人控の③枚目をとり①～②枚目を所属組合へご提出いただき、所属組合からUAゼンセン生活応援・共済事務局へは①～②枚目をご提出ください。
※申込書上部の「申込印兼同意印」欄につきましては①～③の全てのページに必ず押印いただき、申込書下部の「金融機関お届け印」欄と「捺印」欄につきましては①～②の2枚とも必ず押印ください。押印がない場合は引落しができなくなりますのでご注意ください。

新規加入の手続き(記入例)

金融機関届出印がサインの場合でも必ず認印を押印してください

チェックオフ組合(組合が掛金を給与から控除)はコード番号を右詰で記入してください。

年金共済・積立共済・医療・レジャー・生命・長期休業共済に既に加入されている方は必ず共済加入番号を記入してください。その場合、口座振替依頼書の記入は不要です。

定期的に半年毎に積み立てる場合は、必ず半年払でお申し込みください。

新規申込または変更後掛金額のいずれかに〇をつけてください。

口座番号は預金通帳またはキャッシュカードを見て正しく記入してください。

掛金引落口座は、加入者本人名義の口座を記入してください。(掛金は加入者負担原則)

①～②枚目の両ページに必ず金融機関お届け出印を押印してください。(金融機関お届け出印と捺印洩れがないようご注意ください)金融機関お届け出印の代わりにサインで登録されている方は、サインを記入してください。

全員記入欄の氏名(フリガナを含む)・性別・生年月日を記入してください。※申込印を必ず押印ください。

月払に加入された方は、一時払を同時に加入することができます。(加入年月は月払と同じ)月払の掛金と同時に引落されます。

チェックオフ対象者か口座引落対象者のどちらかに必ず〇印を記入してください。また、組合と支部名を記入して、組合と支部コードを忘れずに記入してください。

チェックオフ対象者は掛金引落口座欄の記入は不要です。また、口座引落対象者でも年金共済・積立共済・医療・レジャー・生命・長期休業共済のいずれかにご加入の場合は記入は不要です。

■契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約に加入する際に、詐欺行為があった場合は、この保険契約の全部または一部が取り消しとなることがあり、既に払込まれた保険料は払戻ししません。

■受取人や継続受取人が年金・一時金の請求について詐欺を行なった時(未遂を含みます)など、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生した場合や、保険契約者、加入者、受取人または継続受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められるなどの重大な事由が発生した場合は、この保険契約の全部または一部を解除することがあります。この場合、所定の返戻金をお支払いします。

■保険料の払込を中断されている期間中にご加入者が死亡された場合、遺族年金特約による加算はありません。

4 保険料の払込

ご加入者からの保険料の払込のないまま所定の猶予期間を経過した場合、保険料の請求を停止し、加入取消もしくは脱退いただくことがあります。

5 信用リスク・生命保険契約者保護機構

■保険会社の業務または財産の状況の変化により、積立金や脱退・払出し時の一時金の金額、年金受給時にお約束した年金額が削減されることがあります。

■引受保険会社は生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも積立金額や年金受給時にお約束した年金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問合せ下さい。(ホームページ <http://www.seihohogo.jp/>)

6 ご照会・ご相談窓口

この保険に関する生命保険会社に対する苦情・相談先(注)

明治安田生命保険相互会社
広域組織法人部
03-3560-5905

(注)一般のお手続き等に関するご照会につきましては、本パンフレット記載の団体窓口へご連絡ください。

■この保険に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(ホームページ <http://www.seiho.or.jp/>)

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

7 積立金や脱退・払出し時の一時金額

この保険では、お払いいただいた保険料全額をそのまま積み立てるのではなく、保険料の一部は事務手数料や遺族年金特約保険料に充てられます。したがって、積立金や脱退・払出し時の一時金の額がお払いいただいた保険料の累計額を下回る場合があります。

8 予定利率

予定利率とは、お預かりしている保険料積立金に対して付利する利率のことをいいます。金利水準の低下、その他の著しい経済変動などこの契約の締結の際、予見しえない事情の変更により特に必要と認められた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより主務官庁に届け出たうえで、予定利率を変更することがあります。

9 ご契約の継続と解約返戻金

■この保険は、ご加入者の加入状況または福利厚生制度の変更等によりご継続できないことがあります。ご加入者が10名未満となった場合、この契約は解約となる場合があります。

■解約となる場合は、解約返戻金をお支払いします。

10 年金・一時金の支払いに関する手続き等の留意事項

■年金・一時金のご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただく必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合、すみやかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。

■年金・一時金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、他の年金・保険金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。